

令和 9 年 分
公的年金等の

扶養親族等申告書の手引

○ご本人の基礎的控除以外の所得税の各種控除を受ける場合には、扶養親族等申告書を毎年ご提出いただく必要があります。

○住民税に関する事項は、令和9年中の退職所得が見込まれる場合のみ記入してください。

記入例

◆ 「扶養親族等申告書」の記入について

1 ページ

各種控除について

1 受給者ご本人の申告

3 ページ

2 源泉控除対象配偶者の申告 （または障害者に該当する
同一生計配偶者の申告）

3 ページ

3 源泉控除対象親族の申告

3 ページ

4 障害者控除の申告

4 ページ

5 ひとり親または寡婦控除の申告

5 ページ

6 扶養親族が非居住者（国外）である場合の申告

6 ページ

参考資料

7 所得金額の計算方法

6 ページ

8 住民税に関する事項

8 ページ

9 源泉徴収税額の計算

9 ページ

10 確定申告

10ページ

11 よくある質問と回答

11ページ

扶養親族等申告書をご記入のうえ、
同封の返信用封筒に封入し切手を貼付して
ご返信ください。

◆「扶養親族等申告書」の記入について

1 受給者ご本人の申告 3 ㊦

- ・ご自身の氏名、電話番号、住所等の必要事項を記入してください。

2 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者の申告 3 ㊦

- ・受給者と配偶者の年間所得の見積額によって申告できる内容が異なります。⇒3 ㊦、6 ㊦
- ・申告する配偶者の氏名、個人番号、続柄、生年月日、住所、令和9年中の年間所得の見積額等の必要事項を記入してください。
- ・住民税に関する事項は8 ㊦をご覧ください。

3 源泉控除対象親族の申告 3 ㊦

- ・年間所得の見積額が62万円以下であることを確認してください。⇒6 ㊦「所得金額の計算方法」をご覧ください。
- ・申告する親族の氏名、個人番号、続柄、生年月日、住所(同居の有無)、令和9年中の年間所得の見積額等の必要事項を記入してください。
- ・住民税に関する事項は8 ㊦をご覧ください。

4 障害者控除の申告 4 ㊦

- ・年間所得の見積額が62万円以下であることを確認してください。⇒6 ㊦「所得金額の計算方法」をご覧ください。
- ・障害者の区分に○印をつけ、手帳の種類、交付年月日、等級、障害の状態を記入してください。

5 ひとり親または寡婦控除の申告 5 ㊦

- ・ひとり親または寡婦に○印をつけてください。
- ・住民税に関する事項は8 ㊦をご覧ください。

6 扶養親族の同居の有無の申告 6 ㊦

- ・同居、別居又は非居住(国外)に○印をつけ住所をご記入ください。
- ・「非居住(国外)」の扶養親族を控除対象とするには一定の要件があります。

令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

趣町税務署長 公的年金等の支払者の名称 市議会議員共済会
 該当市区町村長 殿 公的年金等の支払者の法人番号 5010005002564
 公的年金等の支払者の所在地 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市共済会

1. 受給者ご本人の申告

氏名	住所		
フリガナ キョウサイ ジロウ 共済 次郎	〒(999-0006) 東京都共済市六本木6-		
生年月日	配偶者	電話番号	世帯(あな)
明治・大正・昭和 28 年 6 月 2 日	①有 ②無	(9999) 99 - 9999	共済(本)

2. 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者の申告 ※

受給者の令和9年中の年間所得見積額が900万円以下

☒ 1. 配偶者の年間所得見積額が62万円以下 ⇒①②③をご記入ください

☐ 2. 配偶者の年間所得見積額が62万円以上

氏名	続柄	生年月日	住所または居所
フリガナ キョウサイ ハナコ 共済 花子	①夫 ②妻	明治・大正・昭和・平成 29 年 4 月 1 日	同居・別居・非居住(別居・非居住(国外)の場合は住所を記入)
個人番号(マイナンバー)	控除の種類		
※通知カード等の添付は必要ありません 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	①老人控除対象 ②特定扶養親族 ③特定親族		

昭和33年1月1日以前生まれの方で、年

3. 源泉控除対象親族の申告(16歳以上(平成24年1月1日以前生まれ))

氏名	続柄	生年月日	住所または居所
フリガナ キョウサイ タロウエモン 共済 太郎衛門	①子 ②父母 ③孫 ④祖父母 ⑤その他	明治・大正・昭和・平成 7 年 12 月 23 日	同居・別居・非居住(別居・非居住(国外)の場合は住所を記入)
個人番号(マイナンバー)	控除の種類		
※通知カード等の添付は必要ありません 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4	①老人控除対象 ②特定扶養親族 ③特定親族		

1. 老人控除対象：昭和33年1月1日以前生まれ
2. 特定扶養親族：平成17年1月2日から平成24年1月1日まで
3. 特定親族：受給者と生計を一にする非居住者に該当する親族が特定親族である

4. 16歳未満(平成24年1月2日以後生まれ)の扶養親族の申告(2人以上いる場合)

氏名	続柄	生年月日	住所または居所
フリガナ キョウサイ ハナエ 共済 花恵	①子 ②孫 ③その他	平成・令和 26 年 8 月 1 日	同居・別居・非居住(別居・非居住(国外)の場合は住所を記入)
個人番号(マイナンバー)			
※通知カード等の添付は必要ありません 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5			

5. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等の申告 ※ 住民税に関する事項欄は、地方税法第44条

氏名	続柄	生年月日	住所または居所
フリガナ		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

- ・年間所得の見積額によっては、各種控除を受けることができない場合があります。
- ・計算方法は6ページ「所得金額の計算方法」をご覧ください。また退職所得が見込まれる場合は8ページ「住民税に関する事項」をご覧ください。

- ・個人番号(マイナンバー)は、受給者本人が申告する配偶者や親族に確認のうえ、正確にご記入ください。

申告する配偶者や親族の個人番号カード(マイナンバーカード)の写し等を添付する必要はありません。

扶養親族等申告書の提出について

市議会議員共済会から支給する退職年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります。そのため市議会議員共済会から年金を支払う際に所得税を源泉徴収します。

退職年金受給者のうち、所得税の源泉徴収の対象となる方は下表のとおりとなりますが、市議会議員共済会に「扶養親族等申告書」を提出することにより、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除などの各種控除(人的控除)を受けることができます。

年 齢	受け取る年金額
年齢65歳未満の方(昭和38年1月2日以後生)	164万円以上
年齢65歳以上の方(昭和38年1月1日以前生)	214万円以上

1 受給者ご本人の申告

扶養親族等申告書が未提出の場合でも、年金受給者ご本人にかかる基礎的控除を受けることができます。ただし、受給者ご本人が障害者、ひとり親・寡婦に該当する場合は、扶養親族等申告書の提出が必要となります。

2 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者の申告

受給者ご本人の年間所得の見積額が900万円以下の場合、受給者ご本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、その方の年間所得の見積額の合計が95万円以下の場合には、「源泉控除対象配偶者」として控除を受けることができます。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が95万円以下の場合には地方税(個人住民税)の控除対象となります。

(1) 配偶者が70歳以上(昭和33年1月1日以前に生まれた方)の場合

配偶者の年間所得の見積額が62万円以下の場合、「老人控除対象配偶者」として申告できます。

(2) 配偶者が障害者である場合

受給者の年間所得の見積額に関わらず、配偶者の年間所得の見積額が62万円以下の場合には「障害者控除(一般の障害者・特別障害者)」の申告をすることができますので、「4 障害者控除の申告」をご覧ください。

3 源泉控除対象親族の申告

受給者ご本人と生計を一にする親族等で、年間所得の見積額の合計が62万円以下の扶養親族のうち、年齢が16歳以上の方(平成24年1月1日以前に生まれた方)は、扶養控除を受けることができます。さらにその扶養親族が次の(1)、(2)に該当する場合には、該当する控除を受けることができます。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が62万円以下の場合には地方税(個人住民税)の控除対象となります。

(1) 老人扶養親族

年齢が70歳以上の扶養親族(昭和33年1月1日以前に生まれた方)で、年間所得の見積額の合計が62万円以下の方。

(2) 特定扶養親族

年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族(平成17年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた方)で、年間所得の見積額の合計が62万円以下の方。

(3) 特定親族

受給者と生計を一にする年齢が 19 歳以上 23 歳未満の親族(平成 17 年 1 月 2 日から平成 21 年 1 月 1 日までの間に生まれた方)で、年間所得の見積額が 62 万円超 85 万円以下の方。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が 62 万円超 85 万円以下の場合は 地方税(個人住民税)の控除対象となります。

4 障害者控除の申告

受給者ご本人や配偶者、扶養親族の方が以下の表に規定されている障害の状態に該当する場合には、障害の状態に応じて障害者控除を受けることができます。なお、年齢が 16 歳未満の扶養親族(平成 24 年 1 月 2 日以後に生まれた方)についても障害者控除を受けることができます。

(1) 一般の障害者控除・特別障害者控除

受給者ご本人や配偶者、扶養親族の方が、以下の表の障害の状態にある場合

(2) 同居特別障害者控除

配偶者、扶養親族の方のうち特別障害者に該当する方が、受給者ご本人、その配偶者または受給者ご本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合

障害の状態	一般の障害	特別障害
①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	—	該当するすべての方
②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方(療育手帳の障害の程度が B、B1、B2、C、愛の手帳の 3～4 度の方)	重度と判定された方(療育手帳の障害の程度が A、A1、A 2、愛の手帳の 1～2 度の方)
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級の方
④身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が 3 級から 6 級までの方	障害の程度が 1 級または 2 級の方
⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの方
⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	—	該当するすべての方
⑦引き続き 6 か月以上にわたり身体の障害により就床を要し、複雑な介護を要する方(例:寝たきりの方)	—	該当するすべての方
⑧年齢 65 歳以上(昭和 38 年 1 月 1 日以前に生まれた方)で、町村長や福祉事務所長から認定を受けている方(例:認知症の方)	右の程度以外の方	①、②または④の特別障害者と同程度の障害がある方

※ 介護保険法による要介護認定を受けている方であっても、上表に該当しない場合は、障害者控除の適用は受けられません。

5 ひとり親または寡婦控除の申告

次の条件に該当する場合、ひとり親控除または寡婦控除を受けることができます。

(1) ひとり親控除

受給者ご本人(男女問わず)が次の①②③のすべてに該当する場合、ひとり親控除を受けることができます。

- ① 生計を一にする子がいること。
- ② 年間所得の見積額が500万円以下であること。
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

※「生計を一にする子」とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得の見積額が62万円以下の子をいいます。

※住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」またはこれらと同様の記載がある方は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるため、「ひとり親」には該当しません。

※受給者ご本人の所得が500万円を超える場合や子の所得が62万円を超える場合は、所得税法上の控除対象となりません。しかし、退職所得を除いた所得額が受給者ご本人は500万円以下、子は62万円以下である場合は、地方税(個人住民税)の控除対象となります。

(2) 寡婦控除

受給者ご本人(女性)がひとり親に該当せず、①または②のいずれかに該当する場合、寡婦控除を受けることができます。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 扶養親族を有すること。
 - ロ 年間所得の見積額が500万円以下であること。
 - ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 年間所得の見積額が500万円以下であること。
 - ロ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

※住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」またはこれらと同様の記載がある方は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるため、「寡婦」には該当しません。

※受給者ご本人の所得が500万円を超える場合や親族の所得が62万円を超える場合は、所得税法上の控除対象となりません。しかし、退職所得を除いた所得額が受給者ご本人は500万円以下、親族は62万円以下である場合は、地方税(個人住民税)の控除対象となります。

受給者本人の所得要件	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	状 態	区 分
500 万円以下	男性	子がいる	死別・離婚、生死不明、未婚	ひとり親
	女性	子がいる	死別・離婚、生死不明、未婚	ひとり親
		(子以外の)扶養親族がいる	死別・離婚、生死不明	寡婦
		扶養親族がいない	死別、生死不明	寡婦

6 扶養親族が非居住者(国外)である場合の申告

非居住者とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人を言います。扶養親族で控除対象の区分に該当する方がいる場合、以下の添付書類の提出が必要です(確認書類の提出がない場合や不足している場合は控除対象外となります)。

非居住者に該当する者		確認書類
16 歳以上 30 歳未満		親族関係書類
30 歳以上 70 歳未満	留学生	親族関係書類、留学ビザ等相当書類
	障害者	親族関係書類
	38 万円以上の送金を受けている者	親族関係書類
	上記以外	控除対象外
70 歳以上		親族関係書類

※親族関係書類は、該当する方が親族であることを証する次の①または②を添付してください。

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券(パスポート)の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

※添付書類が外国語により作成されている場合は、日本語での翻訳文を添付してください。

7 所得金額の計算方法

扶養親族等申告書では、申告書記入の際に「収入」ではなく、「所得」を記入することとなっていますので、主な所得の計算方法と所得計算の例を次のとおり掲載しています。

なお、「年間所得の見積額」には、非課税とされている遺族年金などの所得は含みません。

(1) 収入と所得の違い

所得税法では、所得の種類は給与所得、事業所得、雑所得などに区分されており、所得金額を求める計算はそれぞれ所得の種類によって異なります。「所得(金額)」とは、「収入(金額)」から各所得の区分に応じた控除すべき額を差し引いた金額のことをいいます。

所得の種類	所得金額(非課税所得は含みません。)
配 当 所 得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不 動 産 所 得	総収入金額－必要経費
事 業 所 得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	特定役員退職手当: 収入金額－退職所得控除額 上記以外の退職手当: (収入金額－退職所得控除額) × 1/2 ※短期退職手当等については計算方法が異なる場合があります
山 林 所 得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲 渡 所 得	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額
一 時 所 得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑 所 得	公的年金………年金額－公的年金等控除額
	公的年金等以外…総収入金額－必要経費

※ 詳しい計算方法については最寄りの税務署にご確認ください。

(2) 収入が公的年金の場合の所得金額の計算方法

$$\text{所得の金額} = \text{年金額} - \text{公的年金等控除額}$$

年齢	年金額(A)	公的年金等控除額
65 歳未満	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$
	1,000 万円超	195.5 万円
65 歳以上	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$
	1,000 万円超	195.5 万円

※上表は収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額です。

※公的年金等以外の収入がある場合、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。なお、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は、最寄りの税務署にご確認ください。

(3) 収入が給与(パート含む)の場合の所得金額の計算方法

$$\text{給与所得の金額} = \text{給与の収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

給与の収入金額(B)	給与所得控除額
74 万 1 千円未満	0 円
74 万 1 千円以上 219 万 1 千円未満	$(B) - 74 \text{ 万円}$
219 万 1 千円以上 219 万 3 千円未満	145 万 1 千円
219 万 3 千円以上 219 万 6 千円未満	145 万 3 千円
219 万 6 千円以上 220 万円未満	145 万 6 千円
220 万円以上 360 万円未満	$((B) \div 4 (\text{※})) \times 2.8 - 8 \text{ 万円}$
360 万円以上 660 万円未満	$((B) \div 4 (\text{※})) \times 3.2 - 44 \text{ 万円}$
660 万円以上 850 万円未満	$(B) \times 90\% - 110 \text{ 万円}$
850 万円以上	$(B) - 195 \text{ 万円}$

※千円未満切り捨て

所得の計算例

退職年金受給者の配偶者がパートで働きながら年金を受けている場合の配偶者の所得の金額の計算

〔年齢:68歳 年金:70万円〕
〔続柄:妻 給与:140万円〕

① 年金の額 － 公的年金等控除額 ＝ 公的年金の所得金額

70万円 － 110万円 ＝ －40万円 $\ni$ 0円 … 0円が公的年金の所得金額

② パート収入の額 － 給与所得控除額 ＝ 給与の所得金額

140万円 － 74万円 ＝ 66万円 … 66万円が給与の所得金額

①、②の所得金額の合計は66万円となり、所得の見積額の合計が95万円以下であるため、源泉控除対象配偶者として控除※が受けられます。

※ 退職年金受給者の所得の見積額の合計が900万円以下である場合に限ります。

8 住民税に関する事項

住民税に関する事項は、令和9年中の退職所得が見込まれる場合のみ記入してください。

所得税の各種控除を受ける場合、年間所得の見積額に退職所得を含めて計算しますが、地方税（個人住民税）については、退職所得を除いて計算することとなっています。

このように所得税と地方税（個人住民税）で控除対象となる所得の範囲が異なるため、退職所得が見込まれる場合には、「所得税の年間所得の見積額」欄に記載する「退職所得を含んだ年間所得の見積額」とは別に、「住民税に関する事項」欄に「退職所得を除いた年間所得の見積額」をご申告ください。

ある一定の要件に該当する場合は（3～5 ページ参照）、ご申告いただいた内容をお住まいの市区町村へ報告することとなっております。

地方税（個人住民税）に関する詳しい内容は、お住まいの市区町村の窓口にご確認ください。

9 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額は、次の式により求めた金額となります。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{退職年金支給金額} - \text{控除額}) \times 5\% \times 102.1\%^{※}$$

※防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%で合計税率2.1%。

控除の種類		月額控除額(1 か月あたり)	
基礎的 控除額	65 歳以上	年金の月割額 × 25% + 110,000 円 (180,000 円未満の場合は 180,000 円)	
	65 歳未満	年金の月割額 × 25% + 110,000 円 (140,000 円未満の場合は 140,000 円)	
人的 控除額	源泉控除対象配偶者	一般の源泉控除対象配偶者(70 歳未満)	32,500 円
		老人控除対象配偶者(70 歳以上)	40,000 円
	源泉控除対象親族 (1人につき)	一般扶養親族(16 歳以上)	32,500 円
		老人扶養親族(70 歳以上)	40,000 円
		特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)	52,500 円
		特定親族(19 歳以上 23 歳未満)	52,500 円
	障害者(1人につき)	普通障害者	22,500 円
		特別障害者	35,000 円
		同居特別障害者	62,500 円
	寡婦・ひとり親	寡婦	22,500 円
		ひとり親	32,500 円

※ 障害者控除は、年齢が 16 歳未満の扶養親族においても適用されます。

※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、受給者本人、その配偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方に適用されます。

※ 特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)は年間所得の見積額が 62 万円以下である方に対し、特定親族(19 歳以上 23 歳未満)は 62 万円超 85 万円以下の方となります。

10 確定申告

(1) 確定申告

市議会議員共済会から支給する退職年金は、所得税法上「雑所得」とされているため、年末調整は行いませんので、源泉徴収された所得税額と1年間の総所得に基づく所得税額との差額については確定申告により精算することとなります。

(2) 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等※の収入額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません(これに該当しない方は確定申告が必要となります)。

なお、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、次のような場合など所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

- (1) マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- (2) 多額の医療費を払った場合
- (3) 災害や盗難にあった場合 など

※公的年金等…①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法などの法律の規定に基づく年金

②恩給(一時恩給を除きます。)や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金

③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金 など

※公的年金等以外の年金…生命保険契約や、生命共済契約に基づく年金、互助年金 など

【参考】市議会議員共済会で適用できる控除とできない控除

区分	控除の種類
市議会議員共済会で所得税を源泉徴収する際に適用できる控除	基礎的控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除
市議会議員共済会で所得税を源泉徴収する際に適用できない控除	社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除、勤労学生控除、配偶者特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、政党等寄付金特別控除

- 確定申告に関することなど、詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。
- (所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。)
- 住民税に関する詳しい内容は、お住まいの市区町村の窓口にご確認ください。

11 よくある質問と回答

1. 扶養している方がいない場合

(問) 扶養している人はいないのですが、扶養親族等申告書を提出する必要はありますか。

(答) 控除対象となる配偶者または扶養親族がおらず、受給者ご本人が障害者、寡婦・ひとり親に該当しなければ、扶養親族等申告書の提出は不要です。

2. 昨年と申告内容が同じ場合

(問) 申告の内容は昨年と同じですが、扶養親族等申告書を提出する必要はありますか。

(答) 受給者ご本人が寡婦・ひとり親または障害者に該当する場合か、控除対象となる配偶者または扶養親族がいる場合は、昨年の申告内容と同じ内容でも扶養親族等申告書の提出が必要となります。

3. 申告内容に変更が生じた場合

(問) 扶養親族等申告書の提出後、申告内容に変更が生じた場合、市議会議員共済会に扶養親族等申告書を再度提出して、扶養親族の人数を変更することはできますか。

(答) 所得税法において雑所得とされている年金については、給与所得のような年末調整は行わないこととされておりますので、申告内容に変更が生じた場合に生じる所得税の過不足は、翌年の確定申告により精算することになります。

※申告内容に変更が生じた場合とは、年の途中での申告書の提出や扶養人数の変更、年の途中で婚姻した場合や障害者になった場合等をいいます。

※確定申告については、10ページをご覧ください。なお、確定申告に関することなど詳しい内容は、最寄りの税務署にご確認ください。

4. 2か所以上の年金団体から扶養親族等申告書が送付された場合

(問) 私は議員年金と厚生年金の両方の年金を受給しています。2つの年金団体から扶養親族等申告書が送付されてきたのですが、それぞれの年金団体に扶養親族等申告書を提出する必要はありますか。

(答) 市議会議員共済会と日本年金機構のそれぞれに「扶養親族等申告書」を提出する必要があります(ご自身の基礎的控除以外の控除を受けない場合は提出不要)。

なお、市議会議員共済会とほかの公的年金から年金を受けている方は、源泉徴収された税額とその年に納付すべき税額との差額を精算するため、確定申告を行う必要があります。ただし、公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません(住民税の申告は必要な場合があります)。

※確定申告については、10ページをご覧ください。なお、確定申告に関することなど詳しい内容は、最寄りの税務署にご確認ください。

5. 年金のほかに会社から給与を受けている場合

(問) 現在、年金を受給しながら会社に勤めています。市議会議員共済会から扶養親族等申告書が送付されてきましたが、市議会議員共済会に扶養親族等申告書を提出する必要はありますか。

(答) 会社に給与所得者の扶養控除等申告書を提出している方が、市議会議員共済会に扶養親族等申告書を提出されますと、給与と年金のそれぞれから二重で所得控除を受けることになるため、確定申告で所得税の精算を行うこととなります。このような二重控除による追加徴収を避けたい方は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

※扶養親族等申告書を提出しない場合には、所得税法の規定により、年金の支給額からその年金額に応じた一定額の控除額を差し引き、そこから一律5.105%を乗じた金額が源泉徴収されます。

6. 扶養親族等申告書を紛失した場合

(問) 扶養親族等申告書を紛失してしまいました。再発行はできますか。

(答) 以下のお問合せ先(もしくは市議会議員共済会)までご連絡ください。扶養親族等申告書の再発行をさせていただきます。



【お問合せ先】

市議会議員共済会 年金関係書類受付係

0570-007-735

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く。)



申告書の提出前にご確認ください - チェックシート -

記入に不備があった場合、申告内容を適用できないことがありますので、
ご提出前に以下の点をご確認ください。

控除対象区分	ご確認ください項目	チェック欄 ✓
受給者ご本人 【 ④ 3 ⑤ 】	申告書にご自身の氏名を記入しました。	☐
	電話番号・住所・その他の必要事項を記入しました。	☐
	「令和 9 年中の年間所得の見積」の該当する箇所に○印をつけました。	☐
源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する 同一生計配偶者 【 ④ 3 ⑤ 】	受給者ご本人と配偶者の「令和 9 年中の年間所得の見積額」を確認のうえ、該当する箇所に記入しました。	☐
	申告する配偶者の「個人番号(マイナンバー)」を記入しました。	☐
	申告する配偶者の「氏名」「続柄」「生年月日」「住所」「令和 9 年中の年間所得の見積」を記入しました。	☐
源泉控除対象親族 【 ④ 3 ⑤ 】	申告する親族の年間所得の見積額は 62 万円以下です。	☐
	申告する親族の「個人番号(マイナンバー)」を記入しました。	☐
	申告する親族の「氏名」「続柄」「生年月日」「住所」「令和 9 年中の年間所得の見積」を記入しました。	☐
障害者控除 【 ④ 4 ⑤ 】	申告する方の年間所得の見積額は 62 万円以下です。	☐
	申告する方それぞれの障害の区分に○印をつけました。	☐
	申告する方それぞれの手帳の種類、交付年月日、等級等の内容を記入しました。	☐
寡婦・ひとり親控除 を申告する方 【 ④ 5 ⑤ 】	該当する「区分」に○印をつけました。	☐
扶養親族の同居 の有無 【 ④ 6 ⑤ 】	申告する配偶者以外の扶養親族が「非居住(国外)」の場合は該当する区分に○印をつけました。	☐
扶養親族等申告書の 送付について	申告書を同封の返信用封筒にて郵送しました。 (切手を貼付してください)	☐

扶養親族等申告書を
返信する際は



同封の返信用封筒に切手を貼付して
ご返信ください。

扶養親族等申告書に
関するご質問は



市議会議員共済会 年金関係書類受付係



0570-007-735

※共済会では、利用目的の達成に必要な範囲内において、ご提供いただいた個人情報に係る個人データの取扱いを民間事業者に委託しています。委託先に対しては、個人情報保護法に基づき、必要かつ適切な監督を行っています。